

市役所からの お知らせ

国民年金

学生納付特例制度

20歳以上の学生の方は、国民年金に加入しなければなりません。保険料の納付が困難で、学生本人の所得が一定額（約118万円）以下であれば、学生納付特例制度を申請することができます。承認されると保険料の納付が猶予され、学生納付特例期間中の傷病や不慮の事故などにより障がいが残った場合、障がい基礎年金の請求ができます。なお、学生納付特例期間は年金の受給資格期間に算入されますが、老齢基礎年金

の年金額には反映されません。
※毎年度申請が必要となります。

※学生納付特例期間の保険料は、承認を受けた月以降、10年以内であれば遡って納めること（追納）ができます。

対象 学校教育法に規定する大学（大学院）・短期大学・高等学校・高等専門学校・専修学校及び各種学校等に在学する学生

※これ以外の教育施設でも対象校になる場合があります。

手続き 市民課へ学生証（写）または在学証明書・年金手帳・印鑑を持参してください。

また、50歳未満の学生でない方で、保険料の納付が困難、かつ、本人及び配偶者の所得が一定額以下であれば、納付猶予制度を申請することができます。

問合せ 市民課

☎ (275) 6241

学生納付特例申請書（ハガキ形式）を送付

令和元年（平成31年）度の学生納付特例の承認を受けた方で、令和2年4月以降も引き続き在学予定であ

ることをあらかじめ把握できた方に対して、日本年金機構から4月頃に基礎年金番号等の事項を印字した学生納付特例申請書（ハガキ形式）を送付します。

引き続き在学中の場合は、必要事項を記入し、返送することによって令和2年度（令和2年4月～令和3年3月）についても学生納付特例申請を行うことができます。

問合せ 堺西年金事務所

☎ (243) 7900

国民健康保険

国民健康保険の人間ドック

国民健康保険に加入の昭和20年4月2日～6月30日生まれの方で、75歳になる前に国民健康保険で人間ドックを受診する場合は、申請が必要です。受診を希望する方は、お早めに健幸づくり課までご連絡ください。
※75歳を迎える方は誕生日から後期高齢者医療制度で受診できます。

問合せ 健幸づくり課

☎ (275) 6374



高 石市消防団は災害発生時、消火・救助・避難誘導などを行い、また市民を対象にした救命講習や初期消火指導を行う市民による地域防災の中核となる組織です。団員は、それぞれの仕事や活動を持ちながら、まちの安全安心のために活動を行っています。随時、加入受付中です。

対象 市内在住または在勤で18歳以上の方

申込・問合せ先 / 危機管理課 ☎ (275) 6247

申請による 後期高齢者医療制度への加入

65歳～74歳の方で、申請により大阪府後期高齢者医療広域連合が一定の障がいがあると認めた方は、後期高齢者医療制度に加入できます。

▼一定の障がいの程度とは：

国民年金法等における障がい年金
1・2級、身体障がい者手帳1・2・3級及び4級の一部（音声機能・言語機能の障がいまたは下肢障がい1・3・4号）、精神障がい者保健福祉手帳1・2級、療育手帳Aの方

なお、一定の障がいがあると認定された65歳～74歳の方については、認定後も75歳になるまでは後期高齢者医療制度の障がい認定の申請を将来に向かって撤回することが可能です。ただし、撤回届の提出が必要です。（撤回届の提出により、身体障がい者手帳等や障がい年金受給資格等が無効になることはありません）

問合せ 健康づくり課
☎(275) 6392

税

固定資産の縦覧

固定資産税の納税義務者は、土地及び家屋の価格等縦覧帳簿により、自己の所有する土地・家屋の価格と市内の他の土地・家屋の価格を比較することができます。

縦覧期間 4月1日～5月31日

（土・日曜日、祝日は除く）

縦覧場所 税務課固定資産税係

縦覧できる方 土地価格等縦覧帳簿は土地の納税者等、家屋価格等縦覧帳簿は家屋の納税者等

必要なもの 納税通知書や運転免許証などの本人確認ができるもの

※代理人の場合は委任状等
なお、家屋新増築または地目変換等により変更された評価額に不服がある場合は、納税通知書を受け取った日から3か月以内であれば、固定資産評価審査委員会へ審査の申し出ができます。

問合せ 税務課
☎(275) 6109

	住 所	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
令和 2 年度 上 半 期 くみ取り日程	取 石 1丁目・2丁目(6～11・13・15・18・19・23・26～28・30・33・34・38・39・46・47)	1 (水) 15(水)	⁴ / ₃₀ (木) 18(月)	1 (月) 15(月)	⁶ / ₃₀ (火) 14(火)	⁷ / ₃₀ (木) 17(月)	1 (火) 15(火)
	取 石 2丁目(31・41・43・45・48)・3丁目	2 (木) 16(木)	1 (金) 19(火)	2 (火) 16(火)	1 (水) 15(水)	⁷ / ₃₁ (金) 18(火)	2 (水) 16(水)
	取 石 4丁目～7丁目	3 (金) 17(金)	2 (土) 20(水)	3 (水) 17(水)	2 (木) 16(木)	1 (土) 19(水)	3 (木) 17(木)
	千代田 1丁目～6丁目、綾 園 7丁目 東羽衣 4丁目(1～7)	4 (土) 18(土)	7 (木) 21(木)	4 (木) 18(木)	3 (金) 17(金)	3 (月) 20(木)	4 (金) 18(金)
※悪天候の場合 は、日程を変更 することがあ ります。	高師浜 1丁目～4丁目、羽 衣 1・3丁目、東羽衣 1・2丁目 東羽衣 3丁目(13・14・16)・5丁目(8・20・26)	6 (月) 20(月)	8 (金) 22(金)	5 (金) 19(金)	4 (土) 20(月)	4 (火) 21(金)	5 (土) 19(土)
※くみ取り日は、 作業がしやす いように通路 の確保等にご 協力をお願い します。	東羽衣 3丁目(1～12・18)・4丁目(12)・5丁目(1～7・9～19 21～25・27・28)・6丁目・7丁目 加 茂 1丁目(5・8～10・12・13・16・17・19)	7 (火) 21(火)	9 (土) 23(土)	6 (土) 22(月)	6 (月) 21(火)	5 (水) 24(月)	7 (月) 23(水)
※世帯人数、便 槽に変更があ った場合は、ご 連絡ください。	加 茂 1丁目(11・14・15) 綾 園 1丁目・2丁目(1)・3丁目・4丁目・6丁目(6・16・18・20)	8 (水) 22(水)	11(月) 25(月)	8 (月) 23(火)	7 (火) 22(水)	6 (木) 25(火)	8 (火) 24(木)
	綾 園 2丁目(9～23)・6丁目(4・5・12・14・15・19・21)	9 (木) 23(木)	12(火) 26(火)	9 (火) 24(水)	8 (水) 25(土)	7 (金) 26(水)	9 (水) 25(金)
	綾 園 2丁目(2～8)・6丁目(1・7～11・13・22・23)、 加 茂 2丁目(6・7・23・30)・3丁目(1・6)	10(金) 24(金)	13(水) 27(水)	10(水) 25(木)	9 (木) 27(月)	8 (土) 27(木)	10(木) 28(月)
	取 石 2丁目(37) 加 茂 2丁目(1・14・17・24・26)・3丁目(8・10)・4丁目(11)	13(月) 27(月)	14(木) 28(木)	11(木) 26(金)	10(金) 28(火)	11(火) 28(金)	11(金) 29(火)
問合せ 生活環境課 ☎(275)6266	西取石 1丁目(1・2・4・10～15・18)・3丁目(1・5・11・18・19) 取 石 2丁目(4・5・12・14・16・17・25)、 西取石 1丁目(9・16・17・19・22)・3丁目(9・14・15)	27(月) 28(火)	28(木) 29(金)	26(金) 29(月)	28(火) 29(水)	28(金) 31(月)	29(火) 30(水)

問合せ
生活環境課
☎(275)6266

泉大津税務署から納付期限のお知らせ

種別・期限 ・申告所得税及び復興特別所得税・贈与税の申告と納税…

3月16日(月)まで

・消費税及び地方消費税(個人事業

者)の申告と納税…3月31日(火)まで

納税には、便利で安全な振替納付をご利用ください。利用する場合は、

「預金口座振替依頼書兼納付書送付

依頼書」の提出が必要です。すでに

所得税の振替納税をしている人が新たに消費税の振替納税を利用する場

合は、「預金口座振替依頼書兼納付

書送付依頼書」の提出が必要です。

▼振替納税の振替納付日

・申告所得税及び復興特別所得税…

4月21日(火)

・消費税及び地方消費税(個人事業

者)…4月23日(木)

■QRコードを利用したコンビニ納

付をご利用ください

パソコン・スマートフォン等を使

用して、納付に必要な情報(氏名や

税額など)を『QRコード』として

作成し、お近くのコンビニエンスス

トアで納付することができます。

詳しくは国税庁ホームページ内「国税の納付手続」をご覧ください。

問合せ 泉大津税務署

☎0725(33) 5601

各種

伽羅橋公園を閉鎖します

南海電鉄高師浜線高架工事に伴い、

伽羅橋公園を閉鎖します。ご利用の

皆様には、ご不便をおかけしますが、

ご理解・ご協力をお願いいたします。

閉鎖期間 令和2年4月1日(火)事業

完了まで

問合せ 事業課 ☎(275) 6412

プレミアム付商品券の利用期限は3月31日まで

利用期限を過ぎた商品券は使用で

きません。また、商品券の購入後は

未使用であつても換金及び返金でき

ませんのでご注意ください。

利用期限 3月31日(火)まで

※申請・購入は終了しています。

問合せ 高石市プレミアム付商品券

事業実施本部 ☎(267) 4410

えっ！通信販売

クーリング・オフできないの？

ネット通販で靴を購入した。サイズが小さかったので交換を希望したが、合うサイズがなく、「返品はできない」と言われた。注文前に、「返品できない」との表示は目に入らなかった。クーリング・オフできないのか。(80歳代 男性)



通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。返品については事業者が決めた特約(返品特約)に従うことになります。「返品特約」が定められていない場合、商品を受け取った日を含めて8日以内であれば、消費者が送料を負担し返品できます。通信販売で、商品等を購入する際は、事前に返品の可否や返品・交換が可能な場合の条件などをよく確認しましょう。よく分からない場合は、消費生活センターに相談しましょう。

困ったときは、
消費生活センターへ
☎(267) 5501

場 所 市役所本館2階
時 間 9:00~16:45
休館日 土・日曜日、祝日

※休館日は「消費者ホットライン」
☎188へお問い合わせください

令和2年度分の 無料普通ごみ処理券を配付

3月中旬以降に本市に住民登録のある方へ令和2年度分の無料普通ごみ処理券（茶色）を送付します。なお、本市に住民票を移されていない方には無料普通ごみ処理券は郵送されないで、印鑑と居住していることがわかる書類（住居の賃貸借契約書や公共料金の領収書など、氏名と住所が確認できるもの）を持って生活環境課で交付申請をしてください。

■ご注意ください

・令和元年（平成31年）度の無料普通ごみ処理券（ピンク色）3月31日までの収集のごみに利用可）を使い切らずに残された場合は、日用品との交換を予定しているので、残ったシールは捨てずに必ず保管しておいてください。詳しくは、今後の広報紙等でお知らせします。
・普通（可燃）ごみ以外には、シールは必要ありません。

問合先 生活環境課

☎ (275) 6266

料金改定のお知らせ

4月1日より、次の施設利用料金の改定を行います。

- ① 市営有料自転車駐車場
- ② 高石駅前自動車駐車場（アプラたかいし内）
- ③ カモンたかいし
- ④ 市民文化会館等（アプラたかいし内）

※改訂後料金の詳細については市または施設のホームページをご覧ください。

問合先 ①②土木管理課

☎ (275) 6478

③カモンたかいし ☎ (263) 2622

④アプラたかいし ☎ (267) 0018

収納代理金融機関の変更について

商工組合中央金庫については、令和2年3月31日をもって高石市収納代理金融機関の業務が終了となります。以後の公金の支払い等は他の収納代理金融機関等をご利用ください。

問合先 会計課 ☎ (275) 6444

高師浜駅ステンドグラス ★★★

1919年に建てられた高師浜駅駅舎には建築当初のままの状態でステンドグラスが設置されており、多くの駅利用者に親しまれています。この度100周年を記念し、既存のステンドグラスを南海電鉄様より寄贈いただき、ステンドグラスのレプリカを作成しました。寄贈いただいたステンドグラスは4月6日までアプラたかいしにて展示することになりましたので、お披露目式を開催いたします。

stained glass
高師浜駅ステンドグラス
お披露目式

3月25日 (Wed)

11:30～

in アプラたかいし (3階)

先着20名 限定

オリジナルグッズ
をプレゼント!



オリジナルピンバッチ

※イベントを中止する場合は市HPにてお知らせいたします。

問合先 総合政策課 ☎ (275) 6138

新任の民生委員・児童委員が決定

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもって生活に困っている人、高齢者・障がい者・児童・母子家庭など支援を必要とする人々の相談にあたる地域の奉仕者です。市民の皆さんが抱えている福祉に関する問題は、お近くの民生委員・児童委員にご相談ください。

▼東羽衣地区：柴田かほるさん（東羽衣3・10・5・508）

▼西取石地区：石田明美さん（西取石3・15・8）

問合せ 社会福祉課

☎（275）6283



みんないっしょに生きる社会を

まっぼっくり

オリンピック・パラリンピックと人権

東京2020オリンピックの開催まで約4ヶ月、同じくパラリンピックの開催まで約5ヶ月となりました。人権の視点からオリンピック・パラリンピックを見ていきたいと思います。

国際オリンピック委員会（IOC）は、オリンピックに関する全てを取り決めた基本的な文書としてオリンピック憲章を定めています。その中の「オリンピックの根本原則」では、オリンピックが人権に配慮したスポーツ大会であることがうたわれています。オリンピックは「国際交流」「平和」を実現するための理念のことで、近代オリンピックの父であるフランスのピエール・ド・クーベルタン男爵によって提唱されました。

7つあるオリンピック根本原則の2つ目に「オリンピックの目的は、人間の尊厳の保持に重きを置く平和な社会の推進をめざすために、人類の調和のとれた発展にスポーツを役立てることである。」4つ目に「スポーツをすることは人権の一つである。すべての個人はいかなる種類の差別も受けることなく、オリンピック精神に基づき、スポ

ーツをする機会を与えられなければならない。オリンピック精神においては友情、連帯、フェアプレーの精神とともに相互理解が求められる。」そして6つ目に「このオリンピック憲章の定める権利及び自由は人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国あるいは社会的な出身、財産、出自やその他の身分などの理由による、いかなる種類の差別も受けることなく、確実に享受されなければならない。」とうたわれています。

一方、国際パラリンピック委員会（IPC）は、オリンピック憲章のパラリンピック版ともいえる「IPCハンドブック」を作成し、次のように人権に関する立場を表明しています。「IPCは、すべての人々がレジャーやレクリエーション、スポーツ活動を行う平等な機会を享受すべきであり、その権利は政府と地域社会の法律・行政システムによって保障され、守られると信じている。」「IPCは、障がいのある人々の競技への無限の可能性を固く信じ、パラリンピアンたちのスポーツに

おける功績を受容する。障がいのある人々は、スポーツの上達、参加、トレーニング、そして功績を認められる機会を、すべての学校、スポーツクラブや競技会場、スポーツ組織や地域社会で提供されるべきである。」「IPCは、スポーツが平和の推進に寄与し、万人に対して人間の尊厳と平等を守るものであると信じている。」

最後にパラリンピックという名称の由来について紹介します。1964年の第2回東京大会の際、日本の関係者により「Paralympic（パラプレジック：対麻痺。下半身にまひがある状態のこと）」と「Olympic（オリンピック）」という言葉の組み合わせから名付けられました。1985年にはIOCが、パラプレジアの解釈を「Paralympic（パラレル・類似した、同様の）」へと変更し、オリンピックと同様の大会という意味のパラリンピックを名乗ることになりました。

人権推進課
☎（275）6279